

地域住宅計画(確定版)
かくていばん
よこしばひかりまちちいき
横芝光町地域

よこしばひかりまち
横芝光町

平成27年4月

地域住宅計画

計画の名称	横芝光町地域		
都道府県名	千葉県	作成主体名	横芝光町
計画期間	平成 24 年度	～	26 年度

1. 地域の住宅政策の経緯及び現況

当該地域は千葉県の東部に位置し、人口約2万5千人、世帯数約9千4百世帯の地域です。
横芝光町は、平成18年に旧横芝町と旧光町が合併し、現在の姿となりました。県都千葉市や成田空港まで約10～40km、都心へも約70km圏内にあります。東西に約5km、南北に約14kmの細長い形状で、面積は66.91km²となっています。
地勢は、南は日本有数の砂浜海岸である九十九里浜のほぼ中央で太平洋に面し、南部から中央部にかけて平坦地が続き、北部は緩やかな丘陵地帯を形成しており、中心を北から南に向けて栗山川が流れています。
本町の公営住宅の管理戸数は3団地95戸で、昭和44年～47年に建設されたものです。いずれも新耐震基準以前に建設された住宅であるため平成22年にサンプル抽出による耐震診断（一般診断）を実施、耐震上の安全性を確認したところですが、今後も公営住宅のニーズの増大が予想されるため、既存住宅の修繕を実施しています。
現在、民間住宅への施策としては耐震化の促進支援を行っており、今後千葉県主催の耐震相談会や横芝光町主催の耐震相談会を実施する予定です。公的住宅への施策としては、老朽化した住宅の住戸改善等を行っています。

2. 課題

当町の財政事情から、新たな町営住宅の供給は困難である。既存住宅の質を向上させ、良好なストックとして長期的に使用するため計画的な修繕・管理が求められている。

3. 計画の目標

町営住宅の長寿命化を図り、環境と調和した快適で安全な居住環境を形成する。

4. 目標を定量化する指標等

指 標	単 位	定 義	従前値		目標値 (実績値)	
				基準年度		目標年度
既存町営住宅の住環境向上改善及び安全性確保	%	屋根外壁の長寿命型改善工事の実施	0%	23	100% (100%)	26
既存町営住宅の住環境向上改善及び安全性確保	%	サッシの長寿命型改善工事の実施	70%	23	100% (100%)	26

※計画期間の終了後、上記の指標を用いて評価を実施する。

5. 目標を達成するために必要な事業等の概要

(1) 基幹事業の概要

・ 地域の実情に応じた適切なセーフティネットを構築するため、公営住宅等ストック総合改善事業により老朽化した町営住宅の外壁・屋根・窓サッシの改善工事を実施し、既存町営住宅の質を向上させる。

(2) 提案事業の概要

(3) その他（関連事業など）

6. 目標を達成するために必要な事業等に要する経費等

(金額の単位は百万円)

基幹事業

事業	事業主体	規模等	交付期間内 事業費
公営住宅ストック総合改善事業	長寿命化計画策定	横芝光町 ※95戸	1.6
	サッシ化工事	横芝光町 ※95戸	10
	外壁等改善工事設計監理	横芝光町 ※95戸	0.6
	外壁等改善工事	横芝光町 ※95戸	25
		※うち、1戸は集会所	
合計			37.2

提案事業

事業	細項目	事業主体	規模等	交付期間内 事業費
合計				0

(参考)関連事業

事業(例)	事業主体	規模等

※交付期間内事業費は概算事業費

7. 法第6条第6項の規定に基づく公営住宅建替事業に関する事項

なし

※法第6条第6項に規定する公営住宅建替事業に関する事項を地域住宅計画に記載する場合には、法第12条に規定する施行要件の特例の対象となります。

8. 法第6条第7項の規定に基づく配慮入居者及び特定優良賃貸住宅の賃貸に関する事項

なし

※法第6条第7項に規定する配慮入居者及び特定優良賃貸住宅の賃貸に関する事項を地域住宅計画に記載する場合には、法第13条に規定する特定優良賃貸住宅の入居者の資格に係る認定の基準の特例の対象となります。（ただし、一定の要件を満たすことが必要です。）

9. その他公的賃貸住宅等の管理等に関する事項

なし

「法」とは、「地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法」をいう。